

参考資料2

古墳壁画保存活用検討会保存技術WG(第6回)
H21.10.21

文化財公開施設の計画に関する指針

平成7年8月 文化庁文化財保護部

はじめに

近年における国民の文化に対する関心の高まりに伴い、文化関連施設の設置の動きが活発化しているところであるが、博物館・美術館等についても、各地で新設・拡充の検討が行われており、その設立形態についても多様化が進んでいるところである。

文化庁では、従来から美術工芸品等の国指定文化財について公開許可を行うに際し、公開施設の状況を事前に把握するとともに、国指定文化財の公開を行おうとする施設を建設する場合においても、事前に協議を行っていただき、計画段階から必要な指導を行ってきたところである。

文化財公開施設の新設等は、文化財の公開・活用を積極的に推進していく上で非常に望ましいことであるが、同時に、貴重な文化遺産である文化財の維持・保存が不可欠である。このため、文化財公開施設の新設・拡充に当たっては、計画の段階から、文化財の公開・活用と維持・保存の調和に十分な配慮が必要であり、かねてより、関係者から文化財公開施設の建設等の計画に際し、そのよりどころとなるべき指針の作成が求められていたところである。

本指針は、このような状況を踏まえ、文化財公開施設の設置等の計画に当たり、あらかじめ承知していかなければならない基本的な考え方や具体的留意事項等を整理し、明確にすることにより、文化財の積極的かつ適切な公開活動に資することを目的として策定したものである。

今後、本指針の趣旨が十分に理解され、関係各位に活用いただくことによって、文化財の公開・活用がさらに推進されることを期待している。

なお、国指定文化財の公開施設については、施設計画のみならず、専任の学芸員の配置はもとより、適切な管理・運営体制の確立等が望まれるところであり、文化庁としては、これらについても引き続き検討を進めることとしている。

平成7年8月

文化財保護部長 崎 谷 康 文

目 次

第1 文化財公開施設計画の基本的な考え方	1
第2 文化財公開施設計画の留意事項	2
1. 文化財公開施設の立地環境	2
2. 文化財公開施設の設計と施工	2
(1) 建物設計	3
(2) 設備設計	3
(3) 各部屋の配置設計	4
(4) 通路設計	5
(5) 施工等	5
3. 主要な施設等の設計	5
(1) 搬出入口	6
(2) トラックヤードと荷解場	6
(3) エレベーター	6
(4) 収蔵庫	7
(5) 調査・整理・修理室・写場等	8
(6) 煙蒸施設	8
(7) 展示室・展示ケース	8
4. 他の施設と併設する文化財公開施設の設計	10

参考資料編

1. 文化財保護法（抄）	11
2. 関連通知	
(1) 都道府県教育委員会への権限の委任について	16
(2) デパート等臨時施設における国宝・重要文化財の 公開について	19
3. 国指定文化財の公開施設計画に当たっての事前協議の手順	21

第1 文化財公開施設計画の基本的な考え方

文化財（美術工芸品等）を広く公開することは、近年における国民の文化に対する関心の高まりの中で、文化財をより身近なものとし、文化的生活の向上に資する観点から積極的に推進していく必要がある。しかし、我が国の文化財の多くは、脆弱な紙、絹、木材等を素材としており、それぞれの材質に則した保存上の対応が求められる。

文化財公開施設の計画に当たっては、このような我が国の文化財の特質を踏まえ、文化財の保存に重大な影響を及ぼすことのないよう、施設・設備等について、以下の基本的な考え方に基づき検討を進める必要がある。

また、検討に際しては、当初の段階から文化財の展示・保存について経験と知識を有する学芸員を参画させることが望ましい。

1. 建設予定地の環境、建物の配置が文化財の保存・公開にふさわしいものであること。
2. 建物は、耐火・耐震性能に配慮し、安全性を確保していること。
3. 建物内の展示室、収蔵庫等の配置が展示、収蔵、管理等の面から機能的であり、かつ、十分な広さを確保していること。
4. 展示室、収蔵庫等の設備が、適切な展示及び保存環境を確保していること。
5. 防火・防犯等の各設備が適切に配置されていること。

第2 文化財公開施設計画の留意事項

文化財の保存と公開との関係は、必ずしも両立するものではなく、保存科学的な観点からは、相反した問題が内在しているといえる。

従って、文化財の公開に当たっては、できる限り保存に適した諸条件が求められるが、建物や保存環境などを整備することによって、これらの問題を可能な限り解決していく必要がある。

このため、公開施設の建設に際しては、計画段階から十分な検討をしていくことが肝要であり、特に、以下の事項に留意すること。

1. 文化財公開施設の立地環境

文化財公開施設は、建設予定地の立地環境によっては、必ずしも文化財の良好な保存に必要な条件を確保することができないおそれがあるので、その選定に際しては、以下の環境条件に対して十分に留意することが望まれる。

- ア. 地形（具体例……急傾斜地、低湿地等）
- イ. 地質・地層（具体例……地下水脈、水位、活断層等）
- ウ. 気象（具体例……多湿、塩害等）
- エ. その他周辺の環境（具体例……大気汚染、降灰、住宅過密地域等）

2. 文化財公開施設の設計と施工

文化財公開施設の設計に当たっては、建設予定地の環境を踏まえ、建物、設備、収蔵庫・展示室等の配置及び通路等について、以下の点に留意すること。

また、施工に際しても、解体コンクリートなどの施工の状態や乾燥状態によっては、文化財の保存環境に悪影響を与える場合があるので、慎重に行う必要がある。

(1) 建物設計

- ア. 建物は、耐火・耐震構造とする。
- イ. 建物に地下部分を設けた場合は、底盤に防水措置を施すとともに、外壁の防水措置は地下部分だけでなく地表面よりやや上まで施す。特に地下に収蔵庫・展示室を設ける場合は、防水に留意する。
- ウ. 陸屋根の場合には完全な防水措置を施し、排水口の掃除などの維持管理が容易に行えるように考慮する。
- エ. 収蔵庫・展示室は、外部の環境からの影響を極力受けにくい設計とする。

(2) 設備設計

ア. 空気調和設備

- (ア) 空気調和（以下「空調」という。）設備は、四季を通じて温度と相対湿度を調整できるものを採用することが望ましい。
- (イ) 空調系統は、展示室と収蔵庫とに分離する。特に、収蔵庫の内部についても、文化財の材質等に応じて分離することが望ましい。
- (ウ) 収蔵庫の空調は、庫内だけでなく、二重壁内の空気層にも行うように配慮する。
- (エ) 騒音・振動を発生する設備機器は、展示室及び写場の近くには設置しない。

イ. 照明設備

文化財が置かれる空間には、紫外線除去を施した蛍光灯や白熱灯など紫外線を出さない光源を用い、温度上昇を避けるとともに、文化財の材質に応じて調光可能な装置を備える。

ウ. 防火・防犯設備

- (ア) 展覧区画、保存区画、管理区画の動線は重ならないようとする。
- (イ) 展覧区画については、文化財の安全とともに、観覧者の安全に配慮した防火・防犯設備が必要である。
- (ウ) 保存・管理区画については、防火・防犯に係る管理を十分に行う必要がある。

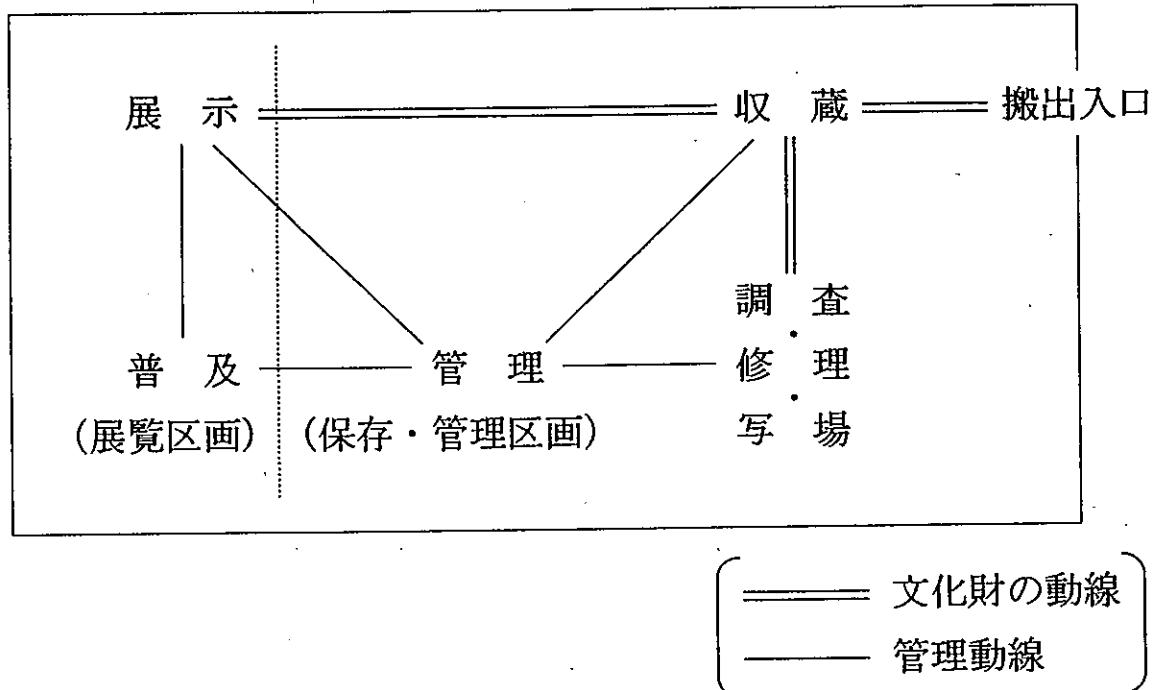
(3) 各部屋の配置設計

ア. 展覧区画、保存区画、管理区画を明確に分ける。

イ. 収蔵庫・展示室等各部屋の配置に当たっては、文化財の移動を安全、かつ機能的に行えるように、複雑な動線や段差を避ける。

ウ. 文化財が置かれる部屋の防火区画は、個々に完全な独立区画とする。

〔文化財保存の観点からの各部屋配置概念図〕



(4) 通路設計

- ア. 通路は、文化財の移動が安全かつ効率的に行われるようできるだけ短くするとともに、曲がり角を少なくし、段差や傾斜は極力避ける。
- イ. 通路の有効幅は、2メートル以上とすることが望ましい。

(5) 施工等

- ア. コンクリートの打設は慎重を行い、コンクリートの中に鬆（す）が生じないように注意する。
- イ. 内装工事は、十分な換気・除湿を行うことにより、軀体コンクリートを乾燥させてから行う。また、内装工事終了から文化財の公開までには、展示ケースを含め室内の乾燥を図るために十分な期間をとることが望ましい。
- ウ. 建物内の空気環境を安定させるために、コンクリートの打設後から文化財の公開までの期間は、二夏の経過又はこれに相当する環境の実現が望ましい。

3. 主要な施設等の設計

文化財公開施設の計画に当たっては、文化財の保存に対する配慮が不可欠であり、収蔵庫はもとより、保存の場としての機能を有する展示室についても、文化財保護の観点から、収蔵展示（観覧者や展示効果に対して配慮しつつ、収蔵しながら展示する。）の考え方とのつり収蔵庫と同一の保存環境を実現する必要がある。また、燻蒸施設や調査・整理・修理室等の作業スペース、搬出入口、荷解場、エレベーターなどの付帯施設等についても、文化財の保存環境の維持、安全の確保を図る必要がある。このため、以下の点に留意すること。

(1) 搬出入口

- ア. 搬出入口は、文化財の搬出入が安全かつ迅速にできる位置と構造にする。
- イ. 搬出入の際に外気の影響が建物内に及ばないようにする。特に、風が強く吹き込む位置に設けることを避け、止むを得ず避けられない場合には、防風壁や植栽等によって風の影響を防ぐ。
- ウ. 建物内の保存環境を安定させるうえから、搬出入口は、通用口などと兼用せず、文化財専用とする。

(2) トラックヤードと荷解場

- ア. トラックヤードは、建物内に取り入れるように設け、大型輸送車が格納できるスペースを確保することが望ましい。
- イ. 外気の影響を避けるため、トラックヤードの入口及びトラックヤードと荷解場の間にそれぞれシャッターを設置することが望ましい。
- ウ. 輸送車の排気ガス処理を図るため、換気設備を設ける。
- エ. 荷解場は、梱包資材等の整理・保管及び文化財移動時の安全を考慮し、荷解作業等を行う上で、文化財にとって安全かつ十分なスペースを確保する。
- オ. 荷解場の床高は、文化財の搬出入に差し支えないよう考慮する。

(3) エレベーター

- ア. 文化財及び関連する荷物の運搬に使用するエレベーターは専用とし、十分な容積と地震等への安全性を考慮したものとする。

イ. 文化財及び関連する荷物の運搬に使用するエレベーターの入口は、文化財を移動する動線を考慮して、荷解場に面して設置することが望ましい。

(4) 収蔵庫

ア. 地下水や日射の影響を避けるため、地階・最上階・南西に面するなどの位置に配置しないことが望ましい。

イ. 収蔵庫の床面積は、展示室の床面積の半分を目安とするが、将来を見越して十分なスペースをとることが望ましい。

ウ. 収蔵庫には必ず前室の機能を果たす十分なスペースを確保し、庫外の影響が庫内に直接及ばないようにする。

エ. 間仕切壁は二重壁とし、空気の流通が可能な空間を確保する。

オ. 収蔵庫の外壁が外部と面する場合、結露などの点検のために、外壁と接する二重壁には室内側から点検口を設け、二重壁の間に点検用の空間を確保する。

カ. 収蔵庫内の床材・壁材等は、脂、粉塵等の放出によって文化財を汚染するおそれがないものとし、特に、内壁材には、吸放湿性に優れたものを使用する。

キ. 収蔵庫の扉は、出入口は原則として1ヵ所とし、密閉性、防火性に優れたものを設置する。

ク. 収納棚等は、地震等による移動、転倒、落下及び収納品の落下防止を考慮したものとする。

ケ. 収納棚等は、空調の吹出・吸込口の位置を考慮して配置するとともに、庫内の出入口付近のスペースは広くとる。

コ. 漏電防止のため、収蔵庫内の機器類の電源は、収蔵庫外から切れる
ように設計する。

(5) 調査・整理・修理室・写場等

これらの部屋は、いずれも直接文化財を扱う場所であり、温湿度・照
明については収蔵庫の条件にできるだけ近く調整できるように設計する。

(6) 煙蒸施設

ア. 搬出入口の近くで、建物内の他の施設から独立した専用の施設とし
て設置するのが望ましい。

イ. 原則として建物の外壁に接して設置するとともに、前室を設ける。

ウ. 煙蒸室及び前室には、それぞれ排気設備を設置する。

エ. 煙蒸室内には、減圧煙蒸釜や煙蒸庫を設置することも有効である。

オ. 扉、壁などは、気密性に留意して設計する。また、攪拌装置等を設
置する場合は、電気系統を防爆型とする。

カ. 煙蒸後の排ガス処理装置を設置するとともに、配管は極力短くなる
ように考慮する。

キ. 建物の空調・電気等の配管が煙蒸室を通らないように考慮する。

(7) 展示室・展示ケース

ア. 外光の入る開口部は、原則として設けない。

イ. 観覧者の出入等により、展示室が著しい外部環境の影響を受けるこ
とがないように設計する。

ウ. 収蔵庫と同一の保存環境を実現するとともに、防犯上からも展示ケースの使用が必要である。展示ケースの設計については、以下の点に留意すること。

(ア) 展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計をする。

(イ) ケース内の温湿度調整法にはおおむね次的方式があるが、環境や施設計画、将来の管理・運営を十分に考慮した上で、採用することが望ましい。

(a) 調湿剤使用方式

密閉度の高いケースを用い、調湿剤で湿度を一定に保つ方式である。

調湿剤の管理を適切に行う必要がある。

(b) 空調方式

空調によってケース内の温湿度を一定に保つ方式である。

吹き出しがからの風が直接文化財に当たらないように考慮し、かつ恒常的に空調を行う必要がある。

(c) 自然換気方式

自然換気により、展示室内の空気をケース内に導入する方式である。

展示室内を恒常的に空調して温湿度を一定に保ち、かつ室内の空気の汚れがケース内に直接流入しないように、フィルターの交換を適切に行う必要がある。

(ウ) 展示ケースのガラス等は、十分な強度を持ったものを使用する。

また、地震等の災害や不慮の事故を考慮して、張り合わせガラス等を使用することなどは有効である。

- (エ) 移動ケースは、重心の位置を低くし、横すべりなどの防止対策を講ずる必要がある。

4. 他の施設と併設する文化財公開施設の設計

他の施設と併設する文化財公開施設としては、おおむね下記の三つよりの形態が考えられる。このような施設の計画に当たっての留意事項は、これまでに述べたことと同様であるが、特に以下の点について配慮されることが望ましい。

- A. 文化、スポーツ施設等との複合。
- B. 各種事務所との複合。
- C. デパート・商業施設等との複合。

(1) A及びBに該当する施設

- (ア) 建築上、防火・防犯区画が画然とし、他の施設部分と隔離されていること。
- (イ) 空調・電気・消火設備等が独立して機能していること。
- (ウ) 適正な文化財の保存環境が保てる展示室・収蔵庫が設置されていること。
- (エ) 文化財の搬出入経路が明確で、防火・防犯上に支障のないこと。
- (オ) 文化財公開施設専用の出入口を設けていること。

(2) Cに該当する施設

- (ア) 上記(1)の事項を充足していること。
- (イ) 文化的展観を行う専用施設として商業施設等から隔離（避難通路を除く）されていること。したがって、出入口は展示施設の専用口であること。
- (ウ) 観覧者の出入口は、公道など将来にわたって必要なスペースが確保される場所に面していること。

參 考 資 料 編

1. 文化財保護法（抄）

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第三条 政府及び地方公共団体は、文化財が我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当たって関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(公開)

第四十七条の二 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

- 2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

(文化庁長官による公開)

第四十八条 文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、1年以内の期間を限って、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。

- 2 文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、1年以内の期間を限って、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。
- 3 文化庁長官は、前項の場合において必要があると認めるときは、1年以内の期限を限って、出品の期間を更新することができる。ただし、引き続き5年をこえてはならない。
- 4 第二項の命令又は前項の更新があったときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。
- 5 第四項に規定する場合の外、文化庁長官は、重要文化財の所有者（管

理団体がある場合は、その者）から国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があった場合において適當と認めるときは、その出品を承認することができる。

第四十九条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第百条【出品された重要文化財の管理の委任】に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任すべき者を定めなければならない。

第五十条 第四十八条【文化庁長官による公開】の規定による出品のために要する費用は、文部省令の定める基準により、国庫の負担とする。

2 政府は、第四十八条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、文部省令の定める基準により、給与金を支給する。

(所有者等による公開)

第五十一条 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期間を限って、重要文化財の公開を勧告することができる。

2 文化庁長官は、国庫が管理、修理又は買取りにつき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し、三箇月以内の期限を限って、その公開を命ずることができる。

3 前項の場合には、第四十八条第四項【管理又は修理の費用を国庫で負担した重要文化財の所有者の出品義務】の規定を準用する。

4 文化庁長官は、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、第三項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示を

することができる。

- 5 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には、文化庁長官は、公開の停止又は中止を命ずることができる。
- 6 第二項及び第三項の規定による公開のために要する費用は、文部省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。
- 7 前項に規定する場合の外、重要文化財の所有者又は管理団体から、その所有又は管理に係る重要文化財を国庫の費用負担において公開したい旨の申出があった場合において、文化庁長官が適當と認めてこれを承認したときは、文部省令の定めるところにより、その公開のために要する費用の全部又は一部を国庫の負担とすることができる。この場合には、第四項及び第五項の規定を準用する。

第五十一条の二 前条の規定による公開の場合を除き、重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第三十四条〔所在の変更〕の規定による届出があった場合には、前条第四項及び第五項の規定を準用する。

(損失の補償)

第五十二条 第四十八条〔文化庁長官による公開〕又は第五十一条〔所有者等による公開〕の規定により出品し、又は公開したことにより起因して当該重要文化財が滅失し、又はき損したときは、国は、その重要文化財の所有者に対し、その通常生ずべき損失を補償する。ただし、重要文化財が所有者、管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によって滅失し、又はき損した場合は、この限りでない。

- 2 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項まで〔損失補償額の決定・補償額の増額請求の訴えにおける国の被告〕の規定を準用する。

(所有者等以外の者による公開)

第五十三条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。但し、あらかじめ、文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設において、文化庁長官以外の国の機関又は地方公共団体が主催する場合は、文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

- 2 文化庁長官は、前項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。
- 3 第一項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、文化庁長官は、許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

2. 関連通知

(1) 都道府県教育委員会への権限の委任について

(昭和39年6月27日 文化財保護委員会事務局長から

各都道府県教育委員会教育長あて)

文化財保護行政については、かねてからご協力を賜わり感謝します。

このたび、昭和39年6月27日付け文委庶第44号で、文化財保護法第99条第1項の規定に基づき、所有者等以外の者が行う重要文化財の公開および史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可およびその取消ならびにその停止命令についての文化財保護委員会の権限の一部を貴教育委員会に委任しましたが、これは、これらの許可等に関する事務処理の迅速化および簡素化、さらにはこれを契機として都道府県教育委員会における文化財保護についての事務処理体制の充実強化をはかることを趣旨とするものでありますので、これらの権限の実施に際しては、この趣旨をくまれ格段のご配慮を願います。

なお、このたび委任された権限の実施にあたっては、当分の間、別紙取扱基準により扱われるよう願います。

また、この委任に伴い別添のとおり「特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則の一部を改正する規則（昭和39年文化財保護委員会規則第3号）」が制定されましたのであわせてお知らせします。

別添（省略）

別 紙

取 扱 基 準

(第一号および第二号関係)

- 1 文化財保護法第四十八条第一項または同条第五項の規定に基づき、文化庁長官の行う公開の用に供するため、勧告または承認により国立博物館その他の施設に出品されている重要文化財の公開の許可を行う場合には、あらかじめ文化庁長官に協議すること。
- 2 文化庁長官が公開取扱について注意すべきものとした重要文化財については、原則として許可しないこと。ただし、とくに許可の必要があると認められる場合はあらかじめ文化庁長官に協議すること。
- 3 現在までに重要文化財の公開が行われたことのない施設もしくは会場または新設の施設もしくは会場で公開が行われる場合の許可に際しては、その施設等の概要（構造配置図）および消防署の意見その他の参考となるべき資料を添えてあらかじめ文化庁長官に協議すること。
- 4 公開の許可を行うに際しては、次の諸点に留意すること。
 - (1) 公開施設は、原則として完全な耐火建築またはこれに準ずる施設であること。やむを得ず木造の施設等で公開が行われる場合は、火災防止に万全を期し得る環境や設備をもっていること。たとえば防火組織・計画が確立され、消火器、火災警報装置、防火扉、防火壁等が完備し、施設または会場付近に火気または燃え易い物品が存在していないこと。
 - (2) 施設全体の盗難予防の体制が確立していること。たとえば、警備員による施設または会場の見廻りが昼夜行われていること。
 - (3) 会場の管理責任者が明確であり、実質的に責任をもちうる体制にあること。たとえば係員の人員が会場の規模、点数に比べてじゅうぶんであり、かつ美術工芸品の取扱に習熟した者がいること。

(4) 出品品目に対して会場の広さが十分であり、搬入、搬出のための設備が完備し、保管倉庫、陳列台等が堅固で安全であること。また会場の温度、湿度、塵あい等による損傷のおそれがないこと。

5 文化庁長官への報告

都道府県教育委員会は公開の許可をしたときは、そのつど別紙様式一により報告すること。

6 許可申請手続

都道府県教育委員会に対する公開の許可の申請手続については、「国宝・重要文化財の公開について」(昭和34年6月2日文委美第24号)、「国宝・重要文化財の公開許可申請について」(昭和36年10月9日文委美第62号)の通知によること。

(2) デパート等臨時施設における国宝・重要文化財の公開について

(昭和49年1月14日 文化庁次長から)

各都道府県教育委員会教育長あて通知)

文化財の保存、活用については、平素格別のご配慮にあずかり、厚く感謝しております。

このたび、文化庁としては過般のデパートの火災にかんがみ、文化財の公開を本来の目的としないデパート等臨時施設における国宝・重要文化財の公開を、昭和49年2月1日以降許可しないこととし、この種の展覧会については常設の公開施設において行うよう、関係の新聞社、デパート等に対して別紙写のとおり協力方を依頼しましたので、貴管下の主要社寺等にも趣旨徹底をはかられ同時に権限委任事項に属するこの種の公開についても、上記に準じて取り扱われるようお願いします。

このような措置にも関連し、文化財の活用の見地から、今後かかる展覧会が貴管下の公・私立博物館、美術館等においていっそう活発に開催されるよう、積極的なご尽力ならびに指導調整方を併せてお願いします。

別 紙

デパート等臨時施設における国宝・重要文化財の公開について

(昭和49年1月14日 文化庁次長通知)

デパート等の内部に臨時の施設を設けて行う国宝・重要文化財の公開は、戦後久しく国民一般に優れた文化財を紹介する有効な場として、しばしば活用されてきました。

しかしながら、これらの臨時公開施設は、本来文化財の保存活用を目的とする場所でないため防災等の施設設備の面から、また学芸員等を置いていないため人的な面からも文化財の展示、保管に万全を期することが困難な実情にあります。

このような事情を考慮して、文化庁としては、従来臨時公開施設における公開許可に当り、管理、防災等の面での指導の強化を行い、御協力を願

ってまいりましたが、なお国宝・重要文化財の保存管理の面から不十分と認められる点も多いので、過般のデパート火災を契機として管理の万全を期するため、昭和49年2月1日以降文化財の公開を本来の目的としないデパート等臨時施設における国宝・重要文化財の公開を許可しないこととしましたので御了知願います。

3. 国指定文化財の公開施設設計画に当たっての事前協議の手順

文化庁では国指定文化財の公開を円滑に行うため、国指定文化財の公開施設の計画に際し、事前の相談に応じているが、公開に当たっての望ましい環境条件を確保するためには、施設内の環境調査が不可欠である。このため、施設内環境調査については東京国立文化財研究所の協力を得て、各施設に実施していただいているところである。この環境調査の実施方法は以下のとおりである。

(文化財公開施設の施設内環境調査)

東京国立文化財研究所保存科学部では、博物館・美術館・資料館などの施設が、国指定文化財の公開施設として文化庁に公開許可を申請する際に、これらの施設からの依頼に応じて、温湿度、照明、空気環境などの保存環境について、調査を行っている。

調査は通常、竣工の前後から開始し、終了まで少なくとも約半年を要する。調査終了後には環境調査報告書を作成し、当該施設に送付している。

【調査項目】

- ① 湿温度 設定値と数週間の連続測定による変動状況の調査
- ② 照明 使用光源の種類と照度分布の測定
- ③ 空気環境 酸アルカリ度などの調査

(参考) 国指定文化財の公開施設設計画に当たっての手続き例

